

## 輪島都市計画土地区画整理事業の決定（輪島市決定）

輪島都市計画本町周辺地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		本町周辺地区被災市街地復興土地区画整理事業			
面 積		約 4. 8 h a			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
		幹線街路	3・6・12 河井町川岸通り線		
		土地利用計画を勘定の上、幅員 4.0m~13.0m の区画道路を適宜配置する。また、動線計画による幅員 1.9m~3.1m の特殊道路を適宜配置する。			
	公 園 及 び 緑 地	公園については、施行地区の周辺において、既存の公園等のオープンスペースがあり、健全な市街地の環境が確保されている。また、本事業において防災機能を有した広場を設置することから、公園の設置は行わない。			
	そ の 他 の 公 共 施 設	下水道計画における排水処理の排除方式は分流式とし、流末の既設管渠に接続する。 雨水は、雨水排水計画に基づいて、適切に処理する。			
宅 地 の 整 備		未接道宅地の解消や地域の安全性と利便性に配慮し、被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。 被災前からの歴史的景観を継承、発展させつつ、災害に強い健全で良好な市街地形成を図る。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本地区は、令和6年能登半島地震による地震、大規模火災等により甚大な被害を受け、相当数の建物が滅失した。

また、被災前から未接道宅地や狭い道路等が位置するともに、被災時の避難場所となる公園等の整備が十分ではなかった。

そのため、被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図り、未接道宅地の解消や地域の安全性と利便性に配慮した宅地、道路網の構築、避難場所となり得る広場等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地形成を図りつつ、合わせて、被災前からの歴史的景観を継承、発展させるため、約 4.8ha の区域を被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定するものである。